

# 10月は「滞納処分強化月間」です

市民のみなさまの税負担の公平性を確保するために

市では、10月を滞納処分強化月間と位置づけ、滞納となつている市税の回収を行うため、差し押さえ等の厳しい滞納処分を実施します。市税を滞納している方は、直ちに納付してください。

また、滞納処分の強化に伴い、平成24年度の市税の滞納であっても、督促・催告後、財産調査のうえ、差し押さえを執行します。

なお、諸事情により納付が困難な場合は、分割納付等の方法もありますので、必ず税務課に連絡してください。

## 【督促】

納期限までに市税が納付されない場合は、納期限後20日以内に「督促状」を送付します。督促状の送付から10日を経過した時点で、なお納付がない場合は、地方税法の規定により、滞納処分が執行されます。

これに加えて、加東市税条例の規定により、督促状1通について、本来納めていただく税額とは別に、1000円の督促手数料を納めていただきます。

## 【差し押さえ】

市税を滞納している方の預貯金、不動産、給与等を差し押さえて、滞納している市税に充当します。

場合によっては、家や事務所を捜索し、自動車や電化製品等の動産を差し押さえます。



差し押さえるの実例  
(自動車のタイヤロック)

## 【延滞金】

市税を滞納すると延滞金が加算されます。延滞金は、納期限までに納付された方との公平性を保つため、法律で定められた率で計算し、市税と同様に徴収します。

## 納税・過払い金の相談

総務部税務課(社庁舎)

☎ 43・0398

## ■平成23年度差し押さえ件数

区分	件数
不動産	20
預貯金等の債権	256
動産	6
合計	282

# 公的年金からの個人住民税の特別徴収制度について

毎年4月1日現在において、65歳以上の年金受給者で、個人住民税(市県民税)の納付義務がある方は、年金所得の金額から計算した個人住民税が、公的年金等の老齢基礎年金部分から特別徴収(天引き)されます。(老齢基礎年金等の金額が年間18万円未満であるなど、対象外となる場合もあります)

新たに特別徴収となる場合は、年税額の2分の1を上半期(6月・8月)に普通徴収(納付書または口座振替)で納付いただき、年税額の2分の1を下半期(10月・12月・2月)に公的年金から特別徴収します。(表①参照)

また、翌年度も引き続き特別徴収となる場合は、上半期(4月・6月・8月)は2月分と同額を、下半期(10月・12月・2月)は、当該年度の年税額から上半期の徴収済額を控除した残額の3分の1ずつを特別徴収することになり

ます。(表②参照)

問い合わせ

☎ 43・0396  
総務部税務課(社庁舎)

表① 特別徴収の開始年度

徴収区分 期	普通徴収		年金特別徴収		
	上半期		下半期		
該当月	6月(第1期)	8月(第2期)	10月	12月	2月
税額	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

表② 特別徴収の継続年度

徴収区分 期	年金特別徴収					
	上半期(仮徴収)			下半期(本徴収)		
該当月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度の2月に徴収した額と同額ずつ			年税額から仮徴収した額を差し引いた額の1/3ずつ		